

# 令和9年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について

島根県教育委員会  
松江市教育委員会

## 1 選抜全般について

(1) 特色入学者選抜（総合入学者選抜、中高一貫教育校(連携型)に係る入学者選抜、スポーツ推進指定校入学者選抜）、一般入学者選抜を実施する。

ア 特色入学者選抜においては、各高等学校が「求める生徒像」をもとに出願要件や出願書類を定める。

イ 総合入学者選抜は、定時制・通信制課程を除き、全日制課程の全ての学科において実施することとし、その募集人員は、体育科を除き当該学科の入学定員の10～40%程度まで各学校が定める。

ウ 一般入学者選抜においては、出願後1回に限り志願変更を認める。

エ 一般入学者選抜における合格発表の時点で、欠員が生じた全ての学校・学科において、第2次募集を実施する。

(2) 県外からの合格者上限4名を超える高等学校の生徒の募集については、別に定める。

(3) 松江市内、出雲市内にある県立高等学校全日制課程4校（松江北高校、松江南高校、松江東高校、出雲高校）の普通科については、地域外の合格者の割合を入学定員の10%（出雲高校は5%）以内に制限する。ただし、総合入学者選抜及びスポーツ推進指定校入学者選抜においては、地域外入学制限を適用しない。

(4) 通信制課程においては、前期（4月）入学及び後期（10月）入学のための選抜を実施する。

## 2 選抜方法について

(1) 特色入学者選抜

総合入学者選抜及びスポーツ推進指定校入学者選抜においては、提出された書類及び当該高等学校が指定した2つ以上の選抜検査をもとに総合的に判断して選抜する。

中高一貫教育校(連携型)に係る入学者選抜においては、面接及び自己報告書により、総合的に判断して選抜する。個人調査報告書や課題レポート、作文を選抜の資料に加えることができる。

(2) 一般入学者選抜

個人調査報告書、学力検査、自己申告書等に基づいて、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜する。

(3) 第2次募集

提出された資料と実施した検査結果等を総合的に判断し、選抜する。一般選抜学力検査の結果を資料として利用することができる。

(4) 通信制課程

提出された書類及び面接の結果をもとに総合的に判断して選抜する。

### 3 一般入学者選抜における学力検査について

#### (1) 問題作成

ア 学力検査問題は、島根県教育委員会及び松江市教育委員会において作成する。

イ 学力検査問題の作成にあたっては、委員等の人選及び作業の過程について細心の注意を払うこととする。

#### (2) 出題方針

高等学校教育を受けるに足る資質と能力が正しく判定でき、かつ、中学校教育をゆがめることなく、その充実に資することができるよう十分留意して、次の方針により出題する。

ア 中学校学習指導要領に示されている各教科の目標・内容に即して、問題の内容と程度を定める。

イ 単に知識や技能を問うのみでなく、知っていること・できることをどう使うかという観点で思考力、判断力、表現力等を問うことのできる問題を作成する。

#### (3) 学力検査（本検査）の実施

##### ア 実施教科

中学校の国語、社会、数学、理科、英語の5教科で実施する。

##### イ 実施期日

令和9年3月3日（水）

公立高等学校全日課程、定時制課程について、一斉に実施する。

##### ウ 学力検査場

公立高等学校を学力検査場にあてるとともに、その管理は、各高等学校に設ける学力検査実施委員会が担当する。

受検者は志願先高等学校で受検する。ただし、特別な事情により最寄りの学力検査場で受検を希望する者については、最小限の特別措置を図ることとし、これについては別途指示する。

##### エ 実施時間・配点

実施時間は各教科50分とし、配点は1教科50点満点、合計250点とする。

##### オ 採点

採点場は、別に定める公立高等学校とし、採点者には採点場ごとに設ける学力検査実施委員会の委員をあてる。

#### (4) 追検査

実施期日は令和9年3月9日（火）の1日とし、面接及び実技を実施する場合もこの日のうちに行う。なお、実施教科及び実施時間は本検査と同じとする。ただし、対象者は学力検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず欠席した者とする。

### 4 その他

この基本方針に定めるもののほか、必要な事項は、令和9年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱で定める。